

対象案件	介護支援ボランティア事業実施要綱の制定について
意見募集期間	平成 26 年 6 月 15 日(日)から平成 26 年 7 月 14 日(月)まで
担当部署(問合せ先)	保健福祉部高齢者支援課 電話 011-372-3311 内 805
意見提出件数	意見提出者数 2 人
	意見提出件数 7 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>1. 事業の目的の中で施設利用者側から見た意義について触れていただきたい。</p> <p>2. 登録研修会に現場研修が必要である。</p> <p>3. 1週間に2時間のペースで活動すると年間100ポイント程度になるので、交換上限の50ポイントでは不十分ではないか。</p>	<p>1. この事業では、ボランティアと施設利用者がふれ合うことなどで、双方が元気になる相乗効果も期待していることから、ご意見にありますように、施設利用者側から見た意義について要綱に追加する予定です。具体的には、第1条中「行うことにより、」の次に「ボランティア活動をする側と受ける側の相互理解を促進し、もって」を加えます。</p> <p>2. この事業では、受入機関とボランティアの両者において、活動内容や日程などの希望が合致し、事前の打合せを経て活動を開始することから、登録研修会での現場研修は実施しないこととしております。市では、受入機関およびボランティアと念入りに調整を行い、円滑な活動となるよう努めてまいります。</p> <p>3. この事業は、介護保険料等を財源とする介護保険制度の中の地域支援事業に位置付けられ、一定の上限が必要であることから、他市の事例などを参考に</p>

<p>4. 障がい者施設や児童福祉施設も受入機関の対象とすべきではないか。</p> <p>5. 介護支援ボランティア間での交流を。</p> <p>6. ボランティア保険への加入を。</p>	<p>して上限を50ポイントとしました。</p> <p>また、この事業の目的は、高齢者自らの介護予防の促進でありますことから、ポイントの交換は対価ではなく特典的なものとしており、このことで活動が抑制されるものではないと考えています。</p> <p>4. 受入機関には、介護支援ボランティア事業の主旨を十分に理解していただいた上でボランティアを受け入れていただきます。障がい者施設や児童福祉施設につきましては、それぞれの施設の状況に応じ、高齢者にできるボランティア活動の内容、事故やけがのリスク等を考慮した中で、「その他市長が必要と認める機関」として指定してまいります。</p> <p>5. 介護支援ボランティアは、社会参加活動を通じた高齢者の介護予防や生きがいづくりにつながる活動であり、介護支援ボランティアの交流は、日頃の活動の情報交換を行う良い機会となることから、事業の実施状況や介護支援ボランティアからの意見などを踏まえて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>6. ボランティア保険につきましては、事業開始当初より全国社会福祉協議会の「福祉サービス総合補償保険」に市の負担により加入します。</p> <p>この保険は、活動中に物を破損させた、</p>
--	---

7. 事故、事件についての対応に注意が大切では。

利用者にけがをさせた、ボランティア自身がけがをしたなどの補償が対象となっております。

7. 受入機関とボランティアの方々には、適切なボランティア活動を行っていただけるよう、受入機関を指定する際やボランティア研修会の際に、介護支援ボランティアの留意事項等を十分に説明いたします。また、受入機関と十分に連携を図り、ボランティアへの助言などを行いながら、事故等が発生しないように、適正な事業運営に努めてまいります。

今後の予定

平成26年8月要綱の制定

別紙

【原案】

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域の社会参加活動に貢献することを奨励及び支援する介護支援ボランティア事業(以下「介護支援ボランティア事業」という。)を行うことにより、高齢者自らの介護予防を促進することを目的とする。

【提出された意見により修正した条文】

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域の社会参加活動に貢献することを奨励及び支援する介護支援ボランティア事業(以下「介護支援ボランティア事業」という。)を行うことにより、ボランティア活動をする側と受ける側の相互理解を促進し、もって高齢者自らの介護予防の推進に寄与することを目的とする。